

令和2年度埼玉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる、医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(対象事業)

第3条 この補助金は、国の実施要綱3.(19)に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が実施する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。

(対象経費)

第4条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、第6条の表の(3)に定める経費を対象とする。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

- 1 別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを

比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

〈別表〉

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院 (医科・歯科)	2,000,000円 +50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーション・助産所	700,000円	

(交付の申請)

第7条 本補助金は、原則、概算額で申請を行うものとする。

本補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに補助金交付申請書（別記様式1号）及び事業実施計画書等（別記様式2-1又は2-2）を埼玉県知事（以下「知事」という。）又は埼玉県国民健康保険団体連合会を經由して知事に提出するものとする。

なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、申請者から第7条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条に規定する事項を条件に、補助金交付決定通知書（別記様式3号）を申請者に通知し、不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（別記様式9号）を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、知事の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

- 2 申請者が補助金の請求をする場合は、補助金請求書（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。また、別記様式2-1号は補助金請求書を兼ねるものとする。
- 3 第8条に基づく交付決定及び第12条に基づく額の確定があった日をもって、前第2項の請求書の提出があったものとみなす。

（実績報告）

第11条 申請者は、当該補助金に係る事業が完了したときは、補助金実績報告書（別記様式4号及び5号）を提出するものとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金額の確定）

第12条 知事は、第11条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。なお、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月10日から施行する。なお、令和2年4月1日から適用する。